

枚方市景観条例（素案）の概要

□ 条例の目的

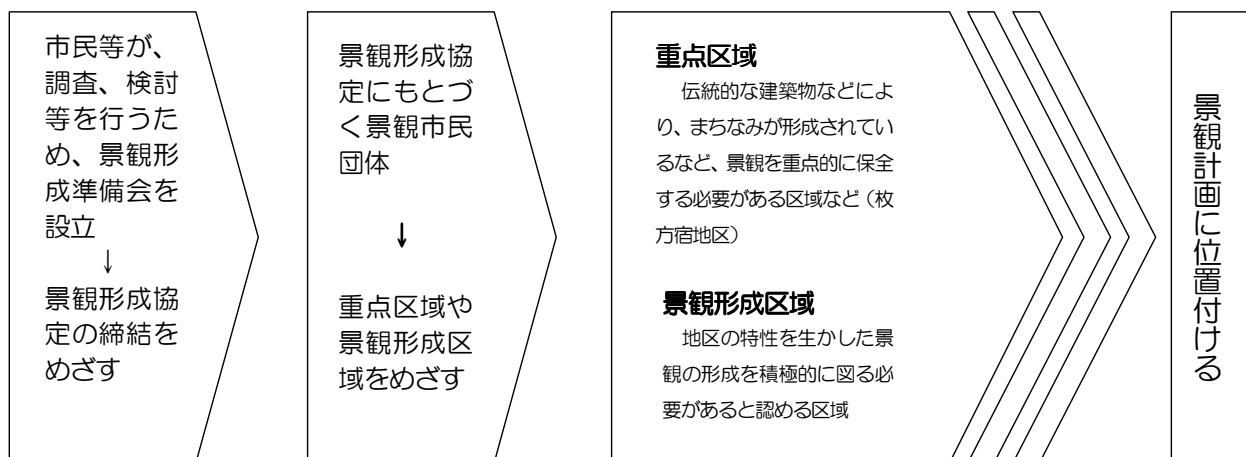
景観法の施行に関し必要な事項のほか、景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、美しく魅力あふれるまちづくりを推進し、もって市民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

□ 責務

市の責務	市民の責務	事業者の責務
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。 ・施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。 ・市民及び事業者が自主的かつ主体的に行う良好な景観の形成に資する活動を支援し、その積極的な参加を推進する。 ・道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成のために積極的な役割を果たすよう努めなければならない。 ・市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に努めなければならない。 ・事業者は、市民と相互に協力し、地域における良好な景観の形成に積極的に寄与するとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

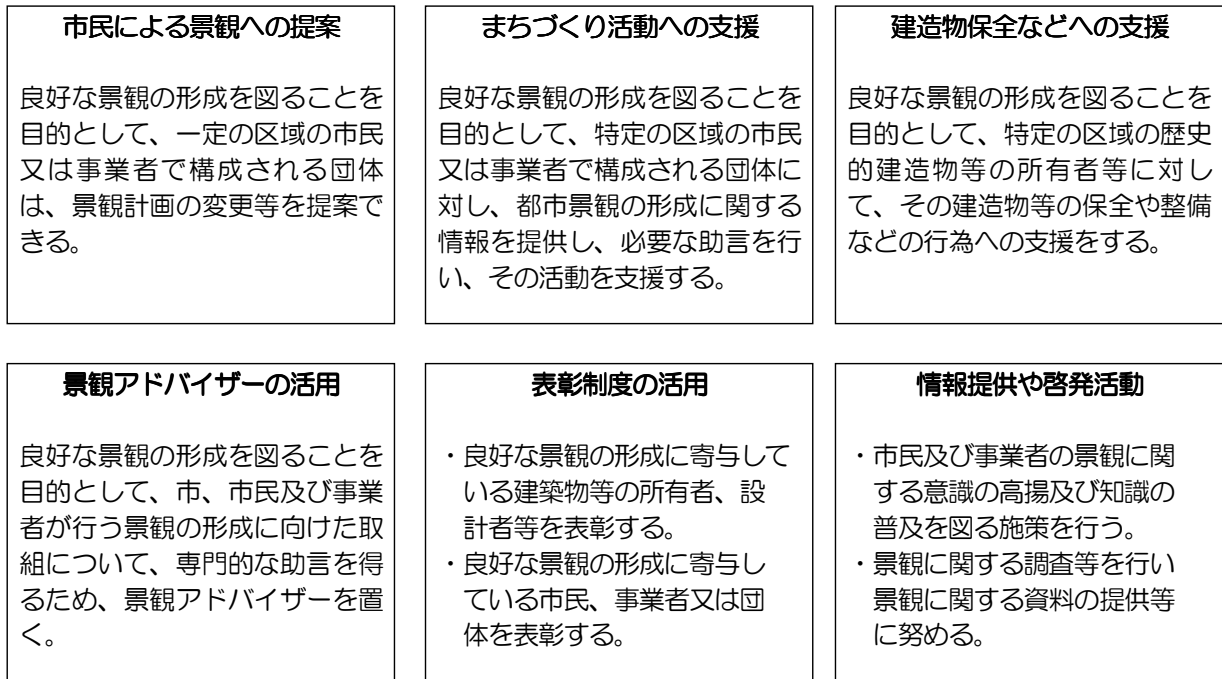
□ 良好な景観形成を進める

- ・良好な景観の形成を総合的かつ長期的に推進するため、都市景観基本計画を策定し、同計画に即して景観計画(法第8条第1項に規定する計画)を定める。
- ・大規模な建築物、工作物等の届出を求め、必要な事前協議を行う。
※事前協議を完了した場合は、法定着工制限(30日)を緩和することができる規定の適用。(法18条2項)
- ・一定の規模以上の開発行為の届出を求める。
- ・地域特性に合わせた景観形成を図る

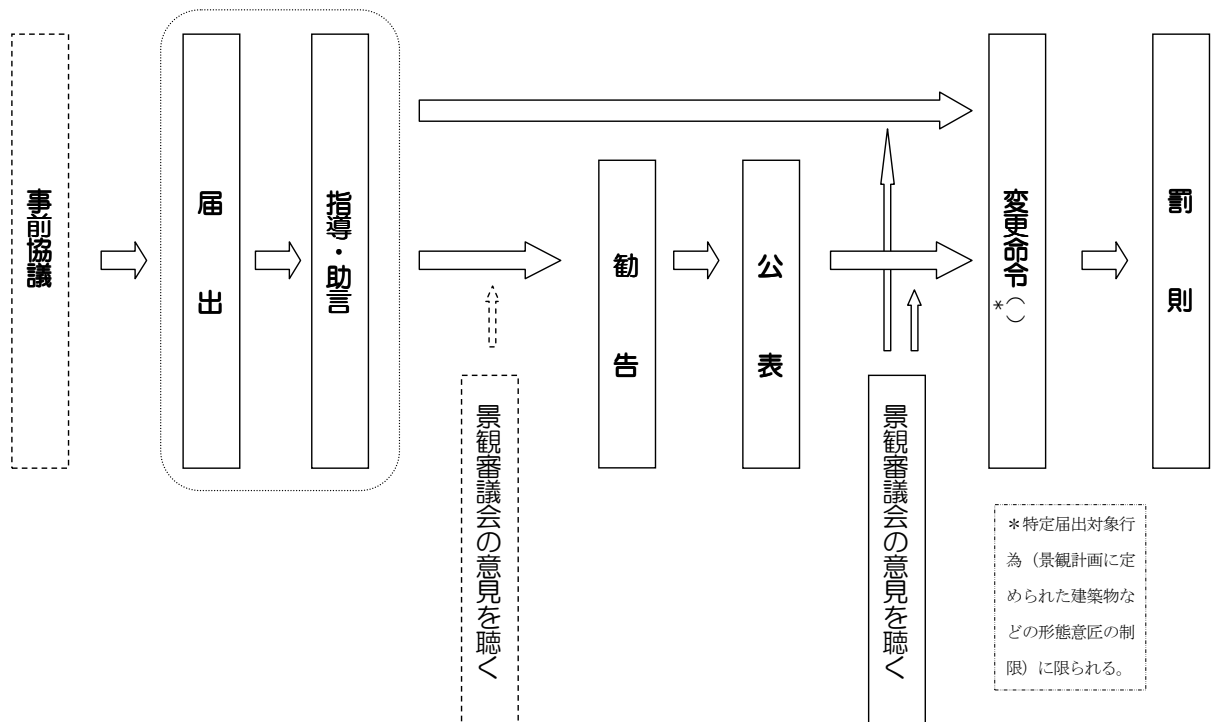


- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定等に関することを定める
- ・国や他の地方公共団体への要請など連携を図る

□ 良好な景観形成にかかる支援を定める



□ 景観形成の実効性を高める



□ 景観審議会について

法・条例に基づく権限、構成、人数、部会等の役割を定める

□ 経過措置

平成26年4月から、3ヶ月間は、これまでの大阪府景観計画に基づく届出等と同様の内容で行うこととし、平成26年7月から、条例を全面施行する。

良好な景観形成を進めるために活用する制度のイメージ

相 談

- ・歴史的なまちなみを残したい。そのため、地域に伝わる建築様式の継承や色彩などのルールを決めたい。
- ・まちなぎわいや快適な環境を提供するために、まち全体で外壁や屋外広告物のデザインや仕様など独自のルールを決めたい。
- ・里山に包まれた棚田が広がる風景を保全するために、農地や樹林地の保全利用のルールや建物などの形態などに関するルールを決めたい。etc.

→市は、景観形成に向けた事例の紹介や制度の説明を行う。

景観形成準備会のたちあげ

- ・概ね一団の土地の「土地所有者等」が集まって話し合う。
- ・だれが（実施主体）、どこで（対象区域）、何のために（目的）、どうしたいのか（内容）を検討し、景観形成準備会のたちあげをめざす。

→市は、協定の締結に向けた準備に必要なアドバイスや支援を行う。

地域の特性を活かした「〇〇地区景観協定」、「〇〇地区景観形成協定」や「自主協定」など地域の実情に合わせた協定の締結をめざす。

- | | | |
|---|--------------|--|
| 〔 | 「〇〇地区景観協定」 | ・・・景観法に基づく協定として市長に認可されたもの
(地区内の全員合意が必要) |
| | 「〇〇地区景観形成協定」 | ・・・条例に基づく協定として市長に認定されたもの |
| | 「自主協定」 | ・・・民間の約束事としての取り交わし |

協定の締結と育成

- ・「〇〇地区景観形成協定」等を実施し、まちづくりに活用。また、「〇〇地区景観協定」又は「〇〇地区景観形成協定」を締結した場合は協定の実施主体として、景観市民団体の認定が可能。

→市は、景観市民団体の活動を支援する。

景観形成協定等を発展

- ・市の景観計画に反映し、例えば「重点区域（〇〇地区）」や「景観形成区域（〇〇地区）」などに移行することで、一定の建築物等に対して景観条例に基づく届出義務や、地域特性に合わせた景観形成基準を適用。

- | | | |
|---|----------------|----------------------------|
| 〔 | 「重点区域（〇〇地区）」 | ・・・地区内での建築行為等の全件を届出対象とする等 |
| | 「景観形成区域（〇〇地区）」 | ・・・地区内での建築行為等に独自の景観形成基準を適用 |

→市は、歴史的なまちなみなどの景観を重点的に保全・活用する必要がある地区では建築物の修景誘導などを支援。また、閑静な住宅地の環境維持の面から景観形成を積極的に図る必要がある地区などでは、景観アドバイスなどの支援をする。

事例：枚方宿地区では、地区の歴史を大切にしながら現在の生活に対応できるようなまちづくりを進めていくための指針として、「まちづくり協定」を締結され、景観協議が行われています。